

平成27年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第2回医療施設等部会 議事録

1 日時：平成27年10月27日（火） 午前9時30分～午前10時15分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 海鷗

3 出席者：

(1) 委員

大道正義委員、小田攻副部長、齋藤裕美委員、高橋和久部長、山田良治委員

(2) 事務局

加瀬健康部長、矢澤保健福祉総務課長、能勢健康企画課長、仁保健福祉総務課主査、
平野健康企画課主査、小野保健福祉総務課主任主事、上野健康企画課主任主事

4 議題：

(1) 千葉市休日救急診療所の指定管理予定候補者の選定について

(2) その他

5 議事の概要：

(1) 千葉市休日救急診療所について、指定申請書等の説明、質疑応答ののち、平成28年度からの指定管理予定候補者を選定した。

6 会議経過

○仁保健福祉総務課主査 お待たせいたしました。本日はご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、小田委員がまだお見えになっていませんが、始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉総務課の仁と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配布いたしました資料の確認をさせていただきます。資料は、「次第」、「席次表」、「委員名簿」それから、事前にお配りして、本日お持ちいただきましたフラットファイルの資料、ブルーとピンクの二冊でございます。

お持ちでないものや不足等がございましたら、お知らせいただけますでしょうか。

続きまして、会議の成立について、ご報告いたします。本日の出席委員は、総数5名中現在4名でございますので、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項」に基づき、会議は成立いたしております。また、市の情報公開条例第25条の規定に基づき、本日の会議は公開となっておりますが、途中から非公開になる予定です。

なお、ご覧のとおり傍聴者はありません。それでは、開会にあたりまして、健康部長の加瀬よりご挨拶を申し上げます。

○加瀬健康部長　みなさんおはようございます。健康部長の加瀬でございます。

先週の末あたりから、ずいぶん寒くなってまいりまして、今日は暖かいんですけども、そろそろ冬が来るなあと、思われる季節になってまいりました。ただ、私ども健康部といたしましては、こういう季節になるとそろそろインフルエンザの心配がございます。また、今年に関して言いますと、ノロがどうやら新型がはやりそうだと、というような話もございまして、委員の皆様方も是非、健康には留意していただきたいと思っております。

それでは、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第2回医療施設等部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。さて、休日診療所は平成5年4月1日の開設以来、休日の昼間の初期救急医療機関として、市民の健康と生命を守る大きな役割を担っております。平成23年度から初めて指定管理者制度を導入いたしまして、公益財団法人千葉市保健医療事業団を指定管理者として、運営してまいりましたが、今年度で指定期間が満了となります。そこで、来年度からの新たな指定期間における指定管理予定候補者を選定していただくことが、本日の部会の議題でございます。委員の皆様方には申請団体から提出されている事業計画につきまして、豊富な経験と専門的な立場から有益なご意見をいただきますよう、お願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞ、宜しく願いいたします。

○仁保健福祉総務課主査　それでは、ここからは、高橋部会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○高橋部会長　はい。それでは、議題(1)「千葉市休日救急診療所の指定管理予定候補者の選定」に入ります。ここからは、千葉市情報公開条例第7条第3号に規定する非公開情報にあたりますことから、非公開となります。

傍聴人はおりませんのでこのまま続けます。

はじめに、今回の審議の流れについて、事務局よりご説明をお願いします。

○矢澤保健福祉総務課長　はい。おはようございます。保健福祉総務課の矢澤でございます。本当にお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議等について、簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。失礼して座って説明いたします。

本部会が所掌しております「千葉市休日救急診療所」は、指定管理期間が今年度限りとなっております。このため、来年度の指定管理予定候補者を非公募で選定していただきたいと思っております。まずは事務局から「第一次審査及び応募事業者の提案書等」についての説明を行います。

その後「質疑応答」を行い、すでにお手元に配布済みの提案書の内容について、選定要項等との適合状況等を中心にご確認をいただきます。

その後、お配りしております「審査票」へご記入いただくとともに、ご意見をいただきたいと考えております。「審査票」の記入につきましては、ピンク色のファイルを用いてご説明をいたします。冒頭に「審査票」が綴じてございます。こちらの各項目の「評価」にマルを付けていただきたいと思います。ページをめくっていただきますと、「選定基準」があり、4ページには「ア 審査項目」ということで、審査票のひな形となっております。

では、5 ページ上段の表をご覧くださいませうか。「イ 各項目の審査方法」「(ア) 原則」ということで、各評価についての説明が記載してございます。基本的には「C」が水準どおりであり、提案内容が優れていれば、「B」、さらに優れていれば「A」ということになります。一方、「D」は水準に達しない恐れがある場合で、「E」に至っては、明らかに水準に達しない提案が行われているということでございます。一つの項目につきまして、過半数の委員が「D」の評価をした、又は 1 人以上の委員が「E」の評価をした場合、応募者を失格とするか否かを協議することとしております。

続きまして、同じページの「(イ) 上記原則によらない審査項目」をご覧くださいませうか。次に掲げる審査項目については「(ア) 原則」によらず、6 ページから 9 ページに示す方法により評価を行っていただきます。また、6～9 ページの表中、吹き出しでコメントが付されている項目につきましては、数値的なもので事前に評価が可能なものについて、あらかじめ事務局側で審査票に評価を記入しているものでございます。本施設に関しましては、そのような項目は一つしかございません。

8 ページ「5 (2) 管理経費」をご覧くださいませうか。提案額について、所定の計算式をもって基準額からの削減率を算出することで評価が定まっております。最後、審査票にご記入していただいた後、最後にご意見を頂戴します。

なお、個別具体的にいただいたご意見等につきましては、今後の指定管理予定候補者との協議の中で、基本協定書又は年度の事業計画書に可能な限り、反映させていきたいと考えております。私からの説明は、以上でございます。

○高橋部会長 はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。では、ご質問がなければ「第 1 次審査及び応募提案書等」についての説明に入りたいと思います。事務局からお願いいたします。

○能勢健康企画課長 健康企画課の能勢でございます。それでは座って説明させていただきます。

お手元の資料に沿って説明させていただきます。まず千葉市休日救急診療所の概要につきまして、資料 1 をご覧ください。施設の所在地は千葉市美浜区幸町 1 丁目 3 番 9 号。指定管理者の選定方法は非公募で、非公募による選定方法の理由としては、有資格者等による専門的なサービスによる提供や収益性が見込めない中でのサービスの提供が強く求められる施設であり、非公募により外郭団体に管理を担わせることが適切と考えられるためです。設置目的は、休日等における救急患者に対する医療の提供及び寝たきり老人、心身障害者等に対する歯科診療の実施でございます。

次のページをご覧ください。指定期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日の 5 年間としております。2 の管理業務状況および 3 の決算状況につきましては記載の通りでございます。

次に、選定手続きにあたり申請者へ交付した資料についてご説明いたします。参考の 2-1 をご覧ください。

この、「選定要項」は、指定管理予定候補者の選定に関して必要な事項を定めたもので、選定の概要、施設の概要、指定管理業務の範囲、選定の手続きなどについて記載されています。

3 ページをご覧ください。「4 管理対応施設の概要 (1) 設置目的等」に記載のとおり、今年度から全庁的な取り組みとして、指定管理施設の目指すべき方向性である「ビジョン」と、ビジョンを実現するために施設の役割を示した「ミッション」について、あらかじめ選定要項で明らかにす

ることとしております。

続いて、5ページをご覧ください。「(4) 指定管理者制度導入に関する市の考え」ですが、市が指定管理者に期待する効果を記載しており、効果の検証にあたっては、「成果指標」、「数値目標」を設定しています。

次に「参考2-2」、「管理運営の基準」をご覧ください。管理運営の基準では、指定管理者が行うべき業務の詳細について記載し、市が指定管理者に要求する指定管理業務の水準を示しております。「第1 はじめに」から「第4 その他留意事項」まで4つの項目で構成しております。個々の説明については、省略させていただきます。

次に「参考2-3」は、様式集でございます。指定管理者を選定する上で必要とされる書類につきまして定めたものでございます。

次に、「参考2-4」をご覧ください。こちらの基本協定書(案)ですが、指定管理者制度を所管しております、業務改革推進課が標準的なひな型を示しているものに、休日救急診療所の特性等を加味して作成したものです。なお、この申請者への交付資料について、前回の選定評価委員会時に皆様に案をお渡ししておりましたが、提案書及び選定要項を一部変更しましたのでご報告いたします。具体的には、1点目は、提案書の変更ですが、「本施設の各事業に関し、基本的な考え方」を提案していただくために、提案書様式第1号に質問項目を追加しました。2点目は、選定要項に示した基準額の変更です。職員の「退職給付引当資産取得支出」の変更を行ったため、当初の1,761,984千円から、1,764,298千円に変更いたしましたのでご了承ください。続きまして、「資料2」をご覧ください。申請団体である「公益財団法人 千葉県保健医療事業団」についての記載でございます。設立年月日は平成5年1月20日、所在地は千葉県美浜区幸町1丁目3番9号、代表者は理事長の入江康文氏です。その他記載のとおりでございます。

「資料3」をご覧ください。

指定管理者選定に係る形式的要件審査の結果についてご説明します。指定申請者について審査を行った結果、提出された申請書類等から、選定要項に示す申請資格(ア)から(ケ)をすべて満たし、かつ、失格要件(ア)から(カ)のいずれにも該当しないことを確認いたしました。

なお、「参考1」に、千葉県保健医療事業団から提出されました指定申請書類一式を添付してございます。

続きまして、別冊の「千葉県休日救急診療所 指定管理者提案書」をご覧ください。

資料の綴り順としましては、一番上に「千葉県保健福祉局指定管理者選定評価委員会 医療施設等部会<審査票>」がありまして、2枚目から「指定管理予定候補者選定基準」が10ページほどございます。次に保健医療事業団からの提出物であります「指定管理者提案書」の順番となっております。

提案書は、「選定要項」及び「管理運営の基準」で定める事項について、市の指定する様式に基づき、事業者から提出されたもので、本日、委員の皆様には、主に提案書に記載されている内容に基づき審査を行っていただきます。

具体的には、様式第1号の「管理運営の基本的な考え方」から、様式第14号の「収支予算書」まで、この提案書に記載の事項が「選定要項」及び「管理運営の基準」に適合するかどうか、同じファイルに添付している「選定基準」に基づいて判断していただくようお願いいたします。

提案内容について、事務局から簡単にご説明させていただきます。

まず、様式第1号の管理運営の基本的な考え方についてですが、診療内容について、医師会・歯科医師会・薬剤師会と密接に連携を図り、医療スタッフを確保し、安定的・継続的な運営を行うことや徹底した経費削減などの内容が提示されています。

次に、様式第2号から第5号については、施設の管理を安定して行う能力を有していることについての提案でありまして、医師会等の協力を得て、「管理運営の基準」に基づいた人員配置を確保することや、必要な専門職員の配置、人材育成に関して職能ごとのマニュアルの活用や職員研修について提示されております。

次に、様式第6号・第7号では、施設の適正な管理のために、本施設の管理にあたって労働関係法令の遵守や個人情報保護、情報公開について医師法の守秘義務や保健医療事業団で定める規定の遵守、また、リスク管理や緊急時にはマニュアルの活用について提示されております。

次に様式第8号から第10号については、施設の効用を最大限発揮するための提案として、診療業務を継続的・持続可能な体制で行うために医師会等との連携体制を確立していることや、施設利用者の視点から改善を行った事例を提示しております。また、利用者の意見聴取の方法や、選定要項で定めた成果指標を達成するために接遇の強化を行うことなどが提示されております。

次に、様式第11号から第14号については施設の管理に要する経費についての提案であります。今後5年間の予算及び積算根拠が提示されております。なお、様式第13号・第14号の選定基準は、指定申請者が提示した提案額を、基準額からの削減率に対して評価するものですので、事務局が先に確認をいたしましたところ、「0.059%」の削減率でしたので、評価は「B」であることをご報告いたします。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○高橋部会長 ただ今の事務局の説明に対しまして、ご質問がありましたらお願いします。なお、最後に意見を決定する必要がありますので、意見は後程お願いします。この後事業者は退席いたしますので、ご質問は今お願いたします。どうぞなにか質問ありますか。よろしいでしょうか。それでは質問はないようですので、それではその後選定に関する議事に移りますので、事業者の方は退席をお願いいたします。

(事業者退席)

では、はじめに、「財務関係の所見」について、評価の参考にさせていただくために、公認会計士の山田委員からご意見をお願いします。

○山田委員 公益財団法人千葉市保健医療事業団の財務についてですが、過去三年の決算状況を見ました。事業の遂行に関しての財務的なリスクといったものは特段、見受けられませんでした。以上でございます。

○高橋部会長 ただ今の山田委員のご意見に対しまして、何かご質問・ご意見等がありましたら、ご発言をお願いします。よろしいでしょうか、それでは財務関係以外でのご意見をお願いします。

○大道委員 一点だけです。ピンクの方の17ページの一番下。「本施設の管理にあたり、適正な労働条件の確保に関する考え方及び具体的な取組みを記述してください」ということですが、青のファイルの方も見ていただきたい。ページがちょっとないんですけども、真ん中らへんの印鑑証明書の次のページ、ちょうど真ん中らへんなんですが。

○齋藤委員 申請書様式第4号ですか。

○大道委員 はい。今、国がやっきになっていることをちょっとご配慮いただきたいということです。その労働条件のチェックリストの次のページの5,6,7,8,9のところ、健康診断のことについての記載ですけれども、本年の12月1日から来年の11月末にかけて、働いている方々のメンタルチェックについて人数規制があるんです。ですから、常勤の方10人ということで、特に監督署との関わりについての至らない点はありませんが、文言としてこの中に、「メンタルヘルスケア」というカタカナを記入して頂いて、それに対して十分に配慮するというようなご検討事項が記載されているほうが、ということです。フィジカルだけではなくてメンタルのことにに関して、国の狙いは実は長時間労働に関しての慢性的な疲労による鬱のを中心にして、後はいろいろバイオレンスなこともあるんですけども、とりあえず言葉としてはメンタルヘルスケアということと、それに対しての保健指導という言葉になりますけれども、それをご検討いただきたい。で、必要であればご記入いただきたいと思います。その一件です。

○高橋部会長 ありがとうございます。これは、労働者のということですか。

○大道委員 働く人のです。それで、ご参考になるのが、他の役所で恐縮ですけども、名古屋市のホームページに、臨床心理士がものすごく細かく記載していて、ページ数もたくさんあり、具体的にどうしたらいいかというのを、市の案ではなくて提案として出したのを採用したのが載っていますので、名古屋市のホームページを見ていただくと具体的なことは全部わかります。国が文章で出しているような、細かいものが載っていますので、ご参考によろしくをお願いします。

○高橋部会長 他にご意見ありますでしょうか。はい。どうぞ。

○齋藤委員 些細な点なんですけれども、ピンクの方の21ページ、提案書様式第9号にありますアンケートのことです。この会議でも何回か申し上げたことがあるんですけど、私自身もアンケート調査をするときに回答者負担の設計というのはすごく考慮するんですが、ちょっと頑張りすぎているというか。月ごとにアンケートを集計し分析とあるんですけども、書かれているように、おそらく何か意見があったら意見箱等あるいは、苦情等で窓口にも来ると思います。ですので、月ごとにアンケートを集計、分析するというのは、もちろん回答する側の負担もそうなんですけども、職員の方の負担もあると思いますので、ちょっと努力を削ぐような言い方になってしまうといけないうんですけども、回答者負担がかからない程度に意見箱とあわせて利用者の意見を吸収する程度の書き方の方がいいのではというような意見を持っております。以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。確認しますけど、アンケートについての実施方法、特に、回答者負担などについても配慮していただきたいということでもよろしいでしょうか。

○齋藤委員 はい。そうですね。はい。

○高橋部会長 ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

はい。それではもう一度繰り返しますが、働く人のメンタルヘルスケアとそれに対する保健指導についても十分に配慮していただきたいということですね。

○大道委員 はい。

○高橋部会長 それから、齋藤先生のアンケートの実施方法についても回答者負担を含めて配慮していただきたいというご意見が出ました。

○齋藤委員 はい。

○高橋部会長　よろしいでしょうか。それでは他になければ、審査票にご記入をお願いします。よろしくをお願いします。

(審査票に記入)

○高橋部会長　記入は終わりましたでしょうか。

では、審査項目について、D または E を付けた項目がある委員はおられますでしょうか。いらっしやらない。

それでは、部会の意見でございますが、大道委員からの働く人の民間のヘルスケアとそれに対する保健指導について十分に配慮していただきたいということと、齋藤委員からアンケートの実施方法についての回答者負担を含めて配慮していただきたい、ということ意見を付け加えます。

他にご発言がなければ、休日診療所についての当部会の意見は、申請者は管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められる。ただし先ほども申し上げたことに配慮していただきたいということで、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で議題(1)「休日救急診療所の指定管理予定候補者の選定について」を終了いたします。

最後に議題(2)「その他」です。事務局からお願いします。

○矢澤保健福祉総務課長　それではその他の事項ということで、今後の予定についてお知らせさせていただきます。

本日審議をしていただいた指定管理予定候補者の選定結果につきましては、書類上の流れにはなりますが、部会長から委員会の会長に「報告」をいたします。

その後、会長から市長へ「答申」をしていただくという流れを予定しています。

本市では委員会からの答申を受け、指定管理予定候補者を決定し、応募事業者に選定結果を通知いたします。そのうち、仮協定締結に向けた協議をスタートとすることになりますが、この部会で話し合われたご意見を取り入れながらの協定作りということとなります。

仮協定の締結が終わりますと、選定結果の公表を行うとともに、11月下旬から始まる平成27年第4回千葉市定例議会において、指定管理者の指定に係る議案を提出することとなります。議決いただいたのちに本協定を締結し、4月から新たに指定管理が始まることとなります。

なお、本部会につきましては、今年度はこれ以降の、開催の予定はございませんということをご報告させていただきます。

その他は以上でございます。

○高橋部会長　ありがとうございました。皆様のご協力によりまして、本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、「平成27年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会 第2回医療施設等部会」を閉会いたします。それでは事務局にお返しいたします。

○仁保健福祉総務課主査　委員の皆様、お疲れ様でした。

最後に、三点事務連絡をさせていただきます。

まず一点目ですが、本日の会議の議事録を作成する関係でございます。後日、内容のご確認を皆様をお願いする予定ですのでどうぞよろしくお願いいたします。

二点目です。本日の配布資料につきましては、事務局で回収いたしますので、お持ち帰りにならないよう、よろしくおねがいたします。

三点目です。本部会の高橋部会長、選定評価委員会の小田会長におかれましては、先ほど出ました意見の関係で、再度事務局から確認させていただきたいので、もう少しお時間をいただけますでしょうか。申し訳ありません。

○小田委員 一つだけよろしいでしょうか。この資料についてですが、よくできています。しかし物足りない。なぜか。例えば、このピンクの資料の提案の3ページ辺りからずっとこの医師会や歯科医師会などとの協力体制に触れている訳ですよ。これはあたり前なんです。これ実は。これだけ書いても、実はAにはならないんです。今問題になっているのはその辺の具体的な裏付け方をちゃんとやったかっていうことです。

管理運営の執行体制、管理運営の基準に管理運営業務全般の実施体制を具体的に書いてください、ということになっていますが、これは優等生の答案なのです。要は、そのための裏付けとして、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと具体的にどういう話があったのっていうことなのです。こちらが増員要請したら来てくれるのか。そこまで書いてほしいのです。今は。

10年前なら、これで通ったんですよ。今どこの場合でも業種を問わず、組織でもって方向内容で問題になっているのはここです。こういう優等生答案はどこにでもあります。問題は、いざという時にきちんと動くのか、ということです。「動きますよ」というためには、具体的な記載が必要ですが、ここにはない。

Aをつけようと思いましたがBにしました。肩の力がだいぶ入っている。先ほどのアンケートの問題もそうです。月に1回というのも結構なのですが、月に1回アンケートが上がってきたら業務量としてはどうか。暇な人を見るんじゃないんですよ。そうするとまたかって格好になっちゃいます。マンネリ化する元です。だから、肩に力入るのも分かりますが、もうちょっとリラックスして考えた方が良くと思います。

増員の関係について、具体的にどういう話になっているのかというところまで行ってほしいのですが、それが無い。増員要請をするのはわかりますが、本当に来てもらえるのか。これが分からないのです。そこまで一言踏み込んでほしいんですよ。事業団に伝えてください。意見でもなんでも無いですが。

○仁保健福祉総務課主査 所管の方で協議しますので、その中でそのような、やりとりを行いたいと思います。他に何かご発言ありますでしょうか。ではこれで終了させていただきます。どうもお疲れ様でございました。

千葉県保健福祉局指定管理者選定評価委員会

医療施設等部会

部会長 _____